

社会福祉法人あしたか太陽の丘理事等の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人あしたか太陽の丘理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び非常勤の医師（以下「理事等」という。）の報酬、通勤手当、期末手当及び費用弁償に関しては、この規則の定めるところによる。

(報酬)

第2条 理事等には、報酬を支給する。

2 報酬の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 常勤の理事の報酬は、社会福祉法人あしたか太陽の丘職員（以下「職員」という。）の例により支給する。

(通勤手当)

第3条 常勤の理事の通勤に要する費用は、職員の例により支給する。

(期末手当)

第4条 常勤の理事等で6月1日及び12月1日（それぞれの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものには、期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、前項の者が、それぞれの基準日現在において受けるべき報酬月額と報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては、100分の207.5、12月に支給する場合においては、100分の222.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 期末手当は、職員の例により支給する。

(費用弁償)

第5条 理事等があしたか太陽の丘の用務のため旅行した場合には、その者に対し、当該旅行に要した費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、費用弁償については、職員の旅費の例による。

(委任)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成3年3月27日から施行する。ただし、第5条別表第2の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の社会福祉法人あしたか太陽の丘理事等の報酬等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程を適用する場合には、改正前の社会福祉法人あしたか太陽の丘理事等の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。
- 4 附則第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成4年3月27日から施行し、平成3年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の社会福祉法人あしたか太陽の丘理事等の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。
- 3 附則第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成4年5月14日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の社会福祉法人あしたか太陽の丘理事等の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。
- 3 附則第2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成6年3月28日から施行し、平成5年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の社会福祉法人あしたか太陽の丘理事等の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定によ

る報酬の内払とみなす。

- 3 附則第2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成7年3月24日から施行し、平成6年12月1日から適用する。ただし、第2条別表第1の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人あしたか太陽の丘理事等の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。

- 3 附則第2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成10年3月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人あしたか太陽の丘理事等の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。

- 3 附則第2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

2 平成22年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは「100分の200」とする。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

理事等の報酬

区 分	報酬の額
常勤の理事	月額 481,500 円 静岡県の「職員の給与に関する条例」別表第一、行政職給料表9級9号に準ずる額
非常勤の理事・監事	日額 10,000 円
非常勤の医師	日額 20,000 円

備 考

- 1 監事が事前監査を行った場合は、事前監査1件の報酬額を100,000円とする。

別表第2（第5条第2項関係）

1 費用弁償

(1) 自家用自動車を使用する場合

勤務地から、あしたか太陽の丘までの距離の区分	片道15km未満の者	片道15km以上30km未満の者	片道30km以上50km未満の者	片道50km以上の者
1日につき弁償すべき費用の額	400円	900円	1,600円	2,000円

有料道路代金は、上記のほかに実費を支給する。

(2) 公共の交通機関を使用する場合

種類	算定の方法
鉄道賃	旅客運賃実費 片道 50km以上 急行料金追加 片道 70km以上 特急料金追加
車賃	バス利用の場合 実費